

甲は、以下に定める内容および行為については本サービスを利用できません。

- ・ 風俗・アダルト・出会い系コンテンツに関連するサイト
- ・ 高転送量のコンテンツ等
- ・ 動画・音声ファイルなどで大容量となるようなファイルのサーバーへのアップおよび公開・配信等
- ・ 法律条例等に抵触する、またはその虞のあるサイトおよび行為
- ・ その他、乙が適当と認められないサイトおよび行為

②他社システム利用の禁止

甲は、本サービスにより構築したホームページにおいて、乙以外が提供するシステムおよびサービス（アプリ等含み、以下、「他社システム等」という）を実装する、または他社システム等へ誘導することはできないものとします。ただし、他社システム等の実装および誘導について、甲が事前に乙に相談し、乙がこれを承諾した場合は、この限りではないものとします。

③頒布の禁止

甲は、不特定多数者に対して、本サービスに基づく内容物を配布することはできません。また、本サービス以外での使用もできません。

④改変の禁止

甲は、本サービスから提供しているシステムにおけるプログラムの複製・逆コンパイル・逆アセンブル・併合・変換をすることはできません。また、改変し本サービス以外での使用もできません。

⑤商標等の利用禁止

乙は、乙が許可する場合を除いて、乙の管理している商標・トレードマーク・サービスマーク・ロゴ等を甲が使用することを認めていません。

⑥譲渡等の禁止

甲は、本契約の地位および本サービスの利用権を第三者に転貸、再販、その他担保として提供する等の処分はできません。

⑦その他の権利

本契約書に規定されていない権利は、乙によって留保されます。

⑧競業の禁止

甲は、本サービスと同一ないし同種のサービスを第三者に販売、提供することはできません。

⑨知的財産権侵害の禁止

甲は、同種サービスの開発または販売を行っている者およびその予定のある者に対し、本サービスの仕様に関する情報を開示する等、乙の知的財産権を侵害する行為を一切行うことはできません。

(3) 利用条件

- ①甲は、本サービス利用により構築したホームページ内に、乙が指定するロゴおよびバナーを掲示するものとします。また、乙より当該ロゴやバナーの変更、

追加、削除等の連絡があった際は、速やかにこれに応じるものとします。

②甲は、甲が各都道府県の定める暴力団排除条例の反社会的勢力に該当する者、またはそれに関係する者でないことを保証するものとします。

2. 甲が、前項に定める各規定に違反または抵触する場合は、乙は甲に対して本サービスの利用を停止することができるものとします。

第3条（著作権）

本サービスは、乙が著作権を有するものであり、甲の本サービス利用に際してホームページのデザインテンプレートやコンテンツ、画像データ、ロゴ（以下、「乙コンテンツ」という）を提供することがあります。乙は、甲が乙コンテンツを利用する場合に限り、その利用を許諾するものです。本契約終了後は、甲が本サービスにより提供、制作された著作物を利用することはできません。

第4条（初期費用および利用料金の支払い）

1. 甲は、本サービスの利用に際し初期費用として 20,000 円を別途乙が発行する請求書に従い下記の口座へ支払うものとします。なお、一度お支払いいただいた初期費用は、理由の如何を問わず返金することはできないものとします。

【乙指定口座】

三菱 UFJ 銀行 新宿通支店 普通 2982645 グレートインフォメーション（カ

2. 甲は、本サービスの利用に伴う費用（以下、「利用料金」という）として、本項①、②、③号により、基本料金の月額 1,250 円を口座振替によって乙へ支払うものとします。

- ・別途追加機能を付加した場合は当該機能の月額料金が加算されるものとします。
- ・利用料金は甲のホームページを公開した日の月の翌月分より発生し、振替日は発生月の末日（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
- ・1年以内の解約の場合は第6条に定める利用料金の支払いが生じます。

①甲は乙所定の口座振替依頼書を乙が別途指定する期日までに提出するものとします。

②前号の口座振替依頼書に基づき実行される金融機関での引き落としにかかる手数料（以下、「振替手数料」という）は甲が負担するものとし、口座振替実行日に利用料金に加算して引き落としが行われます。

③口座振替実行日に引き落としができなかったときは、翌月末日に改めて引き落としを実行します。なお、振替手数料は口座振替が履行できなかった際の手数料も合算した上で、甲が負担するものとします。

3. 乙は、甲との本契約が終了したとき、または甲に本サービス利用資格の取消に至る事由が生じたときは、その事由の如何を問わず、既に支払われた利用料金については一切払戻致しません。

4. 甲が、利用料金の支払いを遅延した場合は、サービスの提供を中止させていただくこ

とがあります。なお、当該中止を解除し、再開する場合には別途乙所定の手数料をお支払いいただきます。

第5条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を自らの秘密情報と同様に最善の注意を払って取扱うものとします。なお、個人情報については、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」に基づき取扱うものとします。

第6条（有効期間）

本契約は、締結日から3年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の何れかから書面により終了の意思表示のない限り、本契約は自動的に3年間延長され、以後もまた同様とします。なお、締結日から1年間は解約できないものとしますが、甲の都合により締結日から1年以内に本契約を終了する場合は締結日から1年分に満たない差額の利用料金を乙に支払うものとします。

第7条（解除等）

1. 甲および乙は、相手方に対し1ヶ月以上前の書面による通知を行うことにより、本契約を解除できるものとします。
2. 甲および乙は、相手方が以下の各号の何れかに該当する場合は、書面による通知をもって本契約を直ちに解除することができます。
 - ① 相手方が本契約の何れかの規定に違反し、相当の是正期間を設けて催告したにもかかわらず、その改善がなされなかった場合
 - ② 仮差押、仮処分等の保全処分を受けまたは差押、動産競売等の強制執行手続きの申立てをされた場合
 - ③ 任意競売、破産、和議もしくは会社更生の申立てを受けまたは自ら破産、和議もしくは会社更生の申立てをした場合
 - ④ 振出し、裏書、保証にかかる手形もしくは小切手が不渡処分を受けた場合、または自ら支払停止した場合
 - ⑤ 経営が不振となり、倒産の虞が生じたと認められる事由があるとき、その他本契約の履行が困難であると認められる事由が存在する場合
 - ⑥ 各都道府県の定める暴力団排除条例の反社会的勢力に該当する者、またはそれに関係する者であることが判明した場合

第8条（損害賠償責任）

甲が本契約に定める規定に違反し、乙に損害を与えたときは、その損害のすべてにつき賠償責任を負うものとします。この場合、甲は全ての本サービスのコンポーネントを乙指定の方法により返却または破棄しなくてはなりません。

第9条（免責）

1. 乙は、以下について保証しません。
 - ①本サービス利用による甲のホームページへのアクセス数の増加
 - ②本サービス利用による甲の経済的利益の増加
 - ③本サービス利用による第三者から甲へ対する苦情等の対処
 - ④本サービスの ID/PW の紛失、漏洩等により発生した甲の損害
 - ⑤その他、本契約に定める規定の違反および本サービスの誤った使用により発生した甲の損害
2. 甲は、本サービス利用による甲と甲の顧客または甲の施設利用者（以下、総称して「甲顧客」という）との間でのトラブルおよび紛争等が生じた場合は、甲と甲顧客との間でこれを解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 乙は、本サービス提供にかかる通信回線やコンピュータ等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止、データの焼失のほか、データへの不正アクセスにより生じた損害、サーバーダウンおよび本サービスのコンテンツの利用に関して甲に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第10条（保守点検および終了等）

1. 乙は、本サービスに関し、その稼動状態を良好に保つため、また、その利便性を向上させるために保守点検および改修作業（以下、「保守点検等」という）を行うことができるものとします。
2. 乙は、停電、自然災害、法令の改廃制定、公的機関の命令処分、通信回線の不全、混雑または休止、その他やむを得ない事由により、本サービスを全面的にまたは部分的に終了、中止、停止することができます。乙はかかる終了、中止、停止に関し、何ら責任を負わないものとします。
3. 第1項および前項に定める事項に関し、乙は甲に対し、事前に通知します。ただし、緊急時はこの限りではないものとします。

第11条（契約終了の効果）

1. 甲および乙は、第6条および第7条により本契約が終了した場合であっても、本契約に基づきその終了の時点で既に発生している債権、債務がある場合、本契約は当該債権債務の履行の完了まで有効に存続するものとします。
2. 本契約終了後も、第5条、第8条、第9条に定める各条項は存続するものとします。

第12条（合意管轄裁判所）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意します。

第13条（協議事項）

社会情勢および本サービスの市場動向等により本契約に定める条件等に変更が生じる場合があります。その際は、本契約に定めのない事項および本契約に関し疑義が生じた場合と同様に、甲乙協議の上、これを解決するものとします。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し甲乙記名押印の上、甲乙各 1 通を保有します。

令和 年 月 日

甲

乙 東京都新宿区西新宿一丁目 3 番 1 3 号
グレートインフォメーション株式会社
代表取締役会長 梶 孝信